四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくはプラスチックシート、紡織用繊維製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器	B10	三・四%			
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	B10	四・六%			
四二〇二・一一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	B10	一六%			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものの うち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B10	一〇%			
四二〇二・一二	その他のもの	B10	一六%			
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	B10	一四%			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものの うち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B10	一六%			
四二〇二・一九	その他のもの	B10	四・六%			
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B10	八%			
	その他のもの	B10	四・一%			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	B10	八%			
四二〇二・二一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	B10	一六%			
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	B10	一〇%			
	革製のもの	B10	一六%			
	その他のもの	B10	一〇%			
	その他のもの	B10	八%			
	革製のもの	B10	一四%			
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B10	八%			
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	B10	一六%			
	その他のもの	B10	八%			
四二〇二・二九	その他のもの	B10	八%			
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	B10	一〇%			
四二〇二・三一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	B10	八%			
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B10	一六%			
	その他のもの	B10	一〇%			
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B10	一六%			
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B10	四・一%			
四二〇二・三九	その他のもの	B10	八%			
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇二・九一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	B10	一〇%			
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B10	八%			
四二〇二・九九	その他のもの	B10	二・七%			
	木製のもの	B10				

	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B10	三・四%			
四二・〇三	その他のもの	B10	四・六%			
四二〇三・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）					
	衣類					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	B10	一六%			
	その他のもの	B10	一〇%			
	手袋、ミトン及びミット					
四二〇三・一二	特に運動用に製造したもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	B10	一六%	X		
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇三・二九	その他のもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの					
	革製のもの					
	コンポジションレザー製のもの	B10	一四%	X		
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	B10	一六%	X		
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	B10	一六%	X		
	その他のもの	B10	一六%			
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	B10	一八%			
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの	B10	三・三%			
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	B10	一〇%			
	その他のもの	B10	三・三%			
	その他のもの	B10	一〇%			
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	B10	三・三%			
第四三類						
四三・〇一	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品					
四三〇一・一〇	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）					
	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）					
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）					
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）					
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）					
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの					
	ミンクのもの					
	その他のもの					
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）					
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品					
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品					